

警察職員の家族に対する救慰金の支給について

昭和47年10月5日発務第865号
警察本部長より各所属長あて

警察職員の家族（以下「家族」という。）が警察職員（以下「職員」という。）の職務執行に基因して他人から危害を加えられ、そのため死亡し、または負傷し、その結果、障害となった場合における救慰金制度について先に警察庁において制定したところであるが、本県においてもこれと同様の趣旨の制度を次のように定めたので、職員に周知し士気の高揚に努められたい。

記

1 支給要件

職員の配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）または職員の扶養している子、父母、祖父母、孫若しくは兄弟姉妹（以下「家族」という。）が職員の正当な職務執行に伴う怨恨または職員の正当な職務執行を妨害若しくはけん制する意図に直接基因して他人から危害を加えられ、死亡し、または障害となった場合には、救慰金を支給する。

2 救慰金の種類及び金額

救慰金の種類は死亡救慰金及び障害救慰金の二種類とし、その支給額は次のとおりとする。

- (1) 死亡救慰金 家族構成等の状況に応じ100万円以内の額
- (2) 障害救慰金 家族構成、障害の程度等に応じ、次表に定める額

障 害 等 級	金 額
1 級	100万円以内
2 級	90 "
3 級	80 "
4 級	70 "
5 級	60 "
6 級	50 "

（注） 等級の区分は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表に掲げる第1級から第6級までに準ずるものとする。

3 救慰金受給者

警察職員に支給する。

4 救慰金の申請

所属長は、当該所属職員に救慰金を支給すべき事由が発生したと認めるときは、別記様式第1号の救慰金支給申請書に次の各号の一に定める書類を添えて警察本部長（以下「本部長」という。）に申請するものとする。

(1) 死亡救慰金を申請する際は

ア 家族の死亡を証明することのできる書類

イ 死亡救慰金の支給を受ける職員と死亡した家族との続柄を証明する市町村長の証明書

ウ 死亡救慰金の支給を受ける職員が婚姻の届出をしていないが、その死亡した家族とその死亡当時事実上、婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明する書類

エ 死亡した者が、上記ウ以外の家族である場合には、その者が死亡当時職員によって扶養されていた事実を証明する書類

オ その他本部長が必要と認める書類

(2) 障害救慰金を申請する際は

ア 死亡救慰金と同様、職員と障害の状態に至った家族との続柄を証明する市町村長の証明書

イ 身体障害の程度が地方公務員災害補償法別表に掲げる第1級から第6級までの障害等級に該当すると認める医師の診断書

ウ その他本部長が必要と認める書類

5 通知および伝達

本部長は、救慰金の支給及びその額が決定されたときは、別記様式第2号の救慰金支給通知書により所属長に通知するものとする。

また、所属長は、通知を受けた際、速みやかにその旨支給を受ける職員に対しこれを伝達しなければならない。

6 支給事務

救慰金の支給に関する事務は、警務部警務課において行うこととし、警務課長は別記第3号様式救慰金支給記録簿により、その経過を明らかにしておかなければならない。

4 医師の診断

傷病または死亡原因

傷病の部位

障害の部位

上記の事実に相違ないことを証明する。

年 月 日

医師氏名



5 災害を受けた原因とその状況

6 所属長の意見

(注) 各項の欄内に記入できないときは別紙としてもよい。

収発第 年 月 日 号

----- 殿

石川県警察本部長 印

救 慰 金 支 給 通 知 書

年 月 日付上申のあった

住所

職員との続柄 氏名

に対する 救慰金は、次のとおり支給することに決定したから
通知する。

記

1 救慰金を受ける者

所 属

階 級

氏 名

2 金 額

金

円也

様式第3号

救慰金支給記録簿

番 号	救慰金の種別		救慰金	
支給決定 年 月 日	年 月 日		支給 年 月 日	年 月 日
救 慰 金 の 額	円			
災害を受けた者の住所、氏名	住 所 職員との続柄 氏名			
職員との続柄および生年月日	生年月日 年 月 日生(年)			
災害を受けた日時および場所	日 時 年 月 日 時 分ごろ 発生場所			
傷 病 名				
症状固定および死亡年月日	年 月 日治ゆ 障害等級 第 級		年 月 日死亡	
救慰金の支給を受けた者	住所 被災者との続柄 氏名 生年月日 年 月 日生			
事 案 の 概 要				